

事務連絡
令和3年11月17日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれでは、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき、追加接種の接種体制を整えていただいているところです。

そうした中、11月12日に開催された第80回新型コロナウイルス感染症対策本部にて取りまとめられた「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、「2回目接種完了者のほぼ全てが追加接種の対象者となった場合は、職域接種も実施する」とされ、11月15日に開催された第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、追加接種の対象者については、2回目接種を完了した者のうち、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、18歳以上の全員を対象とすることが決定されたところです。

このことを受け、1回目、2回目の職域接種（以下「初回接種」という）と同様、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でのワクチンの追加接種（以下「職域追加接種」という。）の実施を可能としました。

については、職域追加接種の内容等について、下記及び別添の参考資料のとおり、企業や大学等にお知らせする予定ですので、貴職におかれましても御了知の上、貴管内の関係機関等に周知を図るとともに、実施に向けての更なる詳細な手続き・運用方法等の内容については、今後、順次お示ししていきたいと考えておりますので、適切な対応をお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

初回接種と同様、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に関する地域の負担軽減を図るため、企業や大学等（以下「企業等」という。）において、職域追加接種の実施を可能とする。追加接種は、2回目接種の完了から原則8か月以上経過した者を対象に、1回行うこととしていることから、初回接種の接種実績を踏まえ、職域追加接種は、令和4年3月より開始する。

職域追加接種の実施・運用方法等は、一部の手続き等を除き、基本的には初回接種と同様とする。

2. 使用するワクチン

初回接種と同様、武田/モデルナ社ワクチンを使用することを想定している。

※ 武田/モデルナ社ワクチンについては、今後薬事審査の過程を経て、12月下旬以降の分科会で改めて審議し、追加接種で使用することを見込んでいる。

3. 対象企業等

初回接種を職域で受けた者の利便性や円滑なワクチンの追加接種の観点から、職域追加接種では、初回接種を実施した企業等を対象に実施することとする。

4. 実施・運用方法等

(1) 実施要件

初回接種と同様、自治体による高齢者等への追加接種に影響を与えないよう、接種に必要な会場や医療従事者等は、企業等が自ら確保すること。

また、初回接種と同様、実施の効率性の観点から、1つの接種会場で1,000人以上への接種を行うことを想定しているが、1000人に満たない場合には厚生労働省健康局健康課予防接種室に相談いただきたいこと。

(2) 実施形態

初回接種と同様、企業単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能とする。

また、初回接種と同様、接種会場（接種実施医療機関）の類型は、以下のとおりとする。

- ・企業内の既存の診療所を活用して実施（パターン1）
- ・外部の医療機関が企業内の会議室などに出張して実施（パターン2）
- ・企業が指定した外部医療機関に接種対象者が出向いて実施（パターン3）

(3) 実施の申込み方法

令和3年12月中旬以降、初回接種を実施した企業等のうち、職域追加接種の実施を希望する企業等は、V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）上で稼働予定の入力画面にて、初回接種時の基本情報（企業・会場・医療機関等の情報）の確認・更新を行うことにより、実施の申込みを行うこと。

この際、初回接種時から接種会場の所在地や接種実施医療機関等の変更を行うことは可能であること。なお、企業等から接種会場数が増加するような申込みがなされた場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室から個別に連絡する場合があることに留意すること。

(4) ワクチンの供給

(3) で実施の申込みを行った企業等は、令和4年1月中旬以降にV-SYS上で稼働予定の入力画面にて、接種計画（2週間ごとの接種予定人数と実施時期）を登録すること。

接種計画の作成に当たっては、あらかじめ初回接種者の追加接種の意向を事前に確認する等により、必要量に応じた精緻な接種計画を作成すること。

厚生労働省健康局健康課予防接種室は、提出された接種計画等を踏まえて、2週間ごとのワクチン供給量（職域接種会場ごとのワクチン分配量）を決定する。

(5) 接種券

初回接種では、自治体において、標準的には6月中旬を目処に、住民への接種券の送付準備が進められていた状況の中で、接種の加速化を図る観点から、接種券が届く前でも接種可能とし、企業等において、後日本人から接種券を回収して予診票に貼付の上、必要な処理をしていただいた。

今般は、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」（令和3年10月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき、2回目接種の完了から原則8か月以上が経過した際に追加接種を開始できるよう、市町村が、接種対象者を抽出し、その前月までに接種券を順次発送する取扱いとなっていることから、職域追加接種の接種時には、接種券（接種券と予診票を一体化した新様式が基本）の持参を原則とする。

5. 接種費用

初回接種と同様、職域追加接種も予防接種法に基づく予防接種として行われるものであり、接種にかかる費用は、同法に基づき支給される。また、初回接種時と同様の財政支援策は継続することとする。

6. ワクチンの取扱い

(1) やむを得ず余剰が生じたワクチンの回収

初回接種時には、配送されたワクチンは活用しきるよう努めることを求めてきたが、ワクチンの需給が逼迫したこと等により、職域接種会場においてやむを得ず余剰が生じたワクチンについては、貴重なワクチンを一人でも多くの希望する方に接種する観点から、厚生労働省が回収し、指定する別のモデルナワクチン接種会場に移送して有効活用する取扱いとした。

今般の職域追加接種では、使い切れない量のワクチンの発注や必要以上の納入時期の前倒しによるワクチンの需給バランスの乱れを回避する観点から、今般の職域追加接種では、4.(4)に記載の必要量に応じた精緻な接種計画の作成・更新を徹底するとともに、やむを得ず余剰が生じたワクチンの回収は行わないこととする。

なお、企業等は、初回接種時同様、ワクチンの余剰が生じないよう、配送されたワクチンは引き続き活用しきるよう努めること。

(2) 廃棄ワクチンの公表

初回接種と同様、ワクチンの廃棄が生じた場合には、V-SYSに入力するとともに、一定以上のワクチンの廃棄が生じた場合には、接種実施医療機関等が所在する市町村、都道府県及び厚生労働省健康局健康課予防接種室に所定様式にて報告を求めるとともに、その事実を広く情報提供し、ワクチンの廃棄事案の再発を抑止し、円滑なワクチン接種を進めることを目的として、当該報告に基づき、ワクチンの廃棄を行った企業名、廃棄量、廃棄の経緯・要因及び再発防止策等の概要について、厚生労働省ホームページに原則公表することとする。

配送されたワクチンについて、やむを得ない事情により活用しきれず、有効期限等により廃棄することとなったワクチンが一定以上生じた場合にも、厚生労働省に必要事項の報告を求め、原則公表することとする。

なお、「一定以上」の公表基準については、追ってお知らせすることとする。

以上